

議案第53号

川崎市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

川崎市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

川崎市立高等学校の管理運営に関する規則（昭和54年川崎市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項を次のように改める。

- 2 校長は、前項の教育課程を編成したときは、学年開始後、速やかに各教科に属する科目並びに総合的な探究の時間及び特別活動の学科別及び学年別授業時数を教育委員会に報告するものとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

制 定 理 由

学校教育法施行規則の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。

川崎市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市立高等学校の管理運営に関する規則 昭和54年1月22日教委規則第2号</p> <p>(第1条～第9条 略)</p> <p>(教育課程の編成)</p> <p>第10条 学校の教育課程は、学習指導要領の基準により、校長が編成する。</p> <p>2 校長は、前項の教育課程を編成したときは、学年開始後、速やかに<u>各教科に属する科目並びに総合的な探究の時間及び特別活動の学科別及び学年別授業時数</u>を教育委員会に報告するものとする。</p> <p>【削除】</p> <p>(以下 略)</p>	<p>○川崎市立高等学校の管理運営に関する規則 昭和54年1月22日教委規則第2号</p> <p>(第1条～第9条 略)</p> <p>(教育課程の編成)</p> <p>第10条 学校の教育課程は、学習指導要領の基準により、校長が編成する。</p> <p>2 校長は、前項の教育課程を編成したときは、学年開始後、速やかに<u>次の事項</u>を教育委員会に報告するものとする。</p> <p><u>各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動の学科別、学年別授業時数</u></p> <p>(以下 略)</p>